

2016/06/17 14:39 現在の情報です。

東京都千代田区永田町二丁目9番6号十全ビル4階
株式会社バルチック・システム

会社法人等番号	0100-01-132702
商号	株式会社バルチック・システム
本店	東京都千代田区永田町二丁目9番6号十全ビル4階
公告をする方法	官報に掲載してする
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://www.baltic.co.jp/ir/
会社成立の年月日	平成10年10月15日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 飲食店及び食品店の経営 2. 食料品、清涼飲料水、酒類の輸出入及び販売 3. 店舗に関する市場動向調査及びコンサルティング 4. 店舗の企画、運営及び管理 5. 貸金業 6. 広告代理業 7. 各種情報の収集、分析、処理及び提供 8. フランチャイズシステムによる飲食店の経営及び代理店・加盟店の募集並びに指導育成 9. 経営コンサルタント業務 10. 経営管理システムの開発及び販売 11. 企業の合併・買収・提携に関するコンサルティング並びに仲介業務 12. そうざい製造業 13. 印刷業及び出版業 14. 建築工事の設計、管理、請負及び施工 15. 不動産の売買、仲介及び管理 16. 水産物、農畜産物の輸出入、国内販売並びに加工 17. 食品添加物の製造及び販売 18. 核酸、ミネラル、ビタミン等の栄養素を補給する栄養補助食品の販売 19. コンピューター機器の開発及び販売 20. コンピューターソフトの開発及び販売 21. 一般労働者派遣事業 22. パン・菓子類の製造及び販売 23. 理美容室の経営 24. 輸出入手続きの代行業務及び貿易コンサルタント業務 25. 学習塾の経営 26. エステティックサロン、ビューティーサロンの経営 27. 服飾品、服飾雑貨の販売 28. 旅行業法に基づく旅行業 29. 食材、包材の卸売り 30. ベンチャー企業への投資 31. 有価証券の売買 32. 企業ならびに事業所の販売促進のための催事および商品の企画、立案、提供 33. 上記各号の業務を目的とした会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動の支配、管理すること 34. 前各号に付帯する一切の事業
発行可能株式総数	125万株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 116万5070株
資本金の額	金2億3367万6144円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番2号 東京証券代行株式会社 本店
端株原簿名義書換代理人の氏名及び住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番2号 東京証券代行株式会社 本店

役員に関する事項	清算人 吉野幸則
	東京都港区三田四丁目19番21-206号 代表清算人 吉野幸則
	監査役 松本純孝 平成17年12月21日就任
支配人に関する事項	大阪市中央区島之内一丁目16番22号NLC 長堀201 飯田一 営業所 東京都千代田区永田町二丁目9番6号 十全ビル4階
新株引受権付社債	<p>第1回無担保新株引受権付社債 新株引受権付社債の総額 金2億4500万円 新株の引受権の行使によって発行すべき株式の発行価額の総額 金8000万円 各新株引受権付社債につき払い込んだ金額 全額</p> <p>新株の引受権の内容</p> <p>① 新株引受権の付与割合 社債額面500万円につき、株式の発行価額の合計額は500万円（以下「割当金額」という）とする。</p> <p>② 新株引受権の行使により発行する株式の内容 当会社の額面普通株式（以下「普通株式」という。） 1株の額面金額5万円。</p> <p>③ 新株引受権の行使により発行する株式の発行価額 新株引受権行使により発行する当会社の普通株式の発行価額（以下「行使価額」という。）は、当初1株につき金5万円とする。</p> <p>④ 新株引受権の行使により発行する株式の数 本新株引受権の行使により発行する当会社の普通株式の株式数は、各所持人が本新株引受権の行使請求のため提出した本新株引受権証券の割当金額の総額を行使価額で除した数とする。ただし、本新株引受権の行使により1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>⑤ 行使価額の調整 本社債の発行後、前記行使価額を下回る払込金額で新株式を発行し、当会社の株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式をもって調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$ <p>なお、合併、資本の減少、株式の分割・併合等が行われる場合にも調整されるものとし、いかなる場合においても、行使価額は当社額面普通株式の額面金額を下回らないものとする。</p> <p>新株の引受権を行使することのできる期間 平成12年6月1日から平成22年5月20日までとする。</p> <p>各新株引受権付社債の金額 金500万円 本社債には新株の引受権が付されている。</p>
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
解散	平成20年9月29日株主総会の決議により解散
登記記録に関する事項	平成22年5月1日東京都港区虎ノ門二丁目3番22号秋山ビル2Fから本店移転 平成22年 5月11日登記

*下線のあるものは抹消事項であることを示す。